

# 東京通信機工業株式会社

## グリーン調達基準

制定:2004年6月1日

改訂:2011年12月26日

東京通信機工業株式会社

承認	発行
環境 管理責任者	品管課
2011.12.26	2011.12.26

## 1. はじめに

東京通信機工業株式会社(以下弊社と記す)は、弊社の環境マネジメントシステムに基づき、健全な地球環境と人に優しい社会の実現に向けて環境負荷の低減に取り組んでおります。

このグリーン調達基準は、環境負荷の低減のために弊社がお取引様に順守して頂きたい事項、配慮して頂きたい事項、ご協力を頂きたい事項についてまとめたものです。

お取引様におかれましては環境保全の主旨をご理解の上、弊社の環境保全活動にご協力を賜りますようお願いいたします。

## 2. 環境方針

弊社では ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築、運用し、別紙の通り環境方針を基に環境保全活動に取り組んでおります。

## 3. 適用範囲

本基準は弊社の製品を構成する部品、材料、梱包材など、お取引先様より調達させて頂く納入品について適用いたします。

## 4. 用語の定義

### (1) JGPSSI (Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

グリーン調達調査共通化協議会のこと。

### (2) JIG (Joint Industry Guide)

JGPSSI、EIA(米国電子工業会)等で共通作業により作成・承認された化学物質情報開示に関するガイドライン。

### (3) 部品・材料における環境管理物質管理規定(SS-00259)

ソニー株式会社様の技術標準である。当社は本規定の最新版に準拠した物質管理を行う。

### (4) 含有禁止物質

部品・材料における環境管理物質管理規定(SS-00259)の最新版で指定されるレベル1物質のこと。

※含有=化学物質が納入品に含まれること

※含有率=化学物質の濃度で単位は[ppm](質量比。1ppm=百万分の一)、または[wt%](質量比。1wt%=百万分の一)等を用いる。各指定化学物質における含有率算出の考え方については、各表の注釈を参照のこと。

### (5) 含有管理物質

部品・材料における環境管理物質管理規定(SS-00259)の最新版で指定されるレベル1物質以外のこと。

レベル1物質以外であっても納入禁止時期が明確に示されている場合は、期限までに対応を図る必要がある。

### (6) 意図的添加

対象物に特性、外観、品質をもたらすために、含有率にかかわらず故意に使用すること。

### (7) RoHS

EU(欧州連合)が2006年7月1日に施行した有害物質規制。電気電子機器への特定有害物質の含有を禁止するもの。規制対象は鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル。

## 5. お取引様への環境保全のお願い

### (1) 環境マネジメントシステムの構築

できうる限りISO14001、EMAS、KES、エコアクション21、エコステージ等の第三者認証をお受け下さい。  
自己構築の場合は第三者認証取得に向けて、以下の5項目が含まれている必要があります。

- a) 環境方針
- b) 環境目的及び目標
- c) 環境管理体制及び環境管理責任者
- d) 従業員に対する環境教育
- e) 環境関連法規の順守

### (2) グリーン調達・購入の実施

グリーン調達及びグリーン購入を推進し、実施していることを要望します。

### (3) 事業所の環境負荷低減

CO2削減及び廃棄物削減、リサイクル、省エネルギー、省資源に取り組むことを要望します。

## 6. 製品に関する環境負荷低減について

### (1) 含有禁止物質

納入品には部品・材料における環境管理物質管理規定(SS-00259)の最新版で指定されるレベル1物質の含有を禁止します。

### (2) 含有管理物質

納入品には部品・材料における環境管理物質管理規定(SS-00259)の最新版に記載された化学物質が含有されている場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用量と、含有部位等を記録管理して下さい。

## 7. グリーン調達の運用について

### (1) 環境情報提出依頼

弊社に納入されるお取引様に対して、有害物質含有の有無及び含有量について、MSDS/成分表、ICP分析データなどの情報提示をお願いいたします。

また記載内容に変更があった場合、その都度提出をお願いいたします。

### (2) 不使用証明書、非含有保証書提出依頼

納入品や包装材について化学物質に関する不使用証明書、非含有保証書等の提出をお願いした場合は、速やかな提出にご協力をお願いいたします。

## 8. その他

本ガイドラインは社会状況の変化及び新たな知見等により必要に応じ改訂いたします。

附則

(施行期日)

本ガイドラインは平成19年12月1日以降開発着手するものについて適用する。

2004年6月1日 制定

2007年11月 改訂

2009年10月1日 改訂

2010年7月30日 改訂

2011年12月26日 改訂

■東京通信機工業株式会社・本社 tel:03-3447-2421

■東京通信機工業株式会社・米沢工場 tel:0238-37-4321

【お問い合わせ先】

本基準に関するお問い合わせは下記メールアドレスまでお願いいたします。

eMail: [green@totsuki.co.jp](mailto:green@totsuki.co.jp)